

医療保険だより

国民健康保険は「知立市」と「愛知県」を、後期高齢者医療制度は「愛知県後期高齢者医療広域連合」を、それぞれ保険者として、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者の保険税(料)により運営する医療制度です。

医療制度の変更点

税制改正の影響について(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料)

令和3年1月1日施行の地方税法の見直しにより、給与所得控除額と公的年金控除額がそれぞれ10万円引き下げられましたが、併せて基礎控除額が10万円引き上げられたため、ほとんどの人の保険税(料)に影響はありません。

※給与収入が850万円を超える人や、合計所得金額が2,400万円を超える人等は影響がある場合があります。

均等割軽減世帯の所得要件変更(国民健康保険・後期高齢者医療制度)

給与所得控除額と公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられましたので、均等割軽減対象者にその影響が生じないように軽減対象の所得要件を次のとおり見直しました。

軽減割合	世帯の合計所得金額(改正前)	世帯の合計所得金額(改正後)
7割軽減	33万円以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	33万円+(28.5万円×被保険者数)以下	43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	33万円+(52万円×被保険者数)以下	43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※保険税(料)額の計算は前年の所得をもとに計算されます。軽減の判定は自動でされるため申請をする必要はありませんが、所得の申告をしていない人は、申告が必要です。

※世帯主および世帯の被保険者の中に給与所得者等が2人以上いる場合は、給与所得者等の数の合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えます。

※被保険者には、同一世帯で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した人を含めます。

旧被扶養者に係る応益割(均等割・平等割)の減免期間

社会保険などの被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった人(以下「旧被扶養者」という。)にかかる保険税について、後期高齢者医療制度と同様の保険税の軽減措置を実施しています。

昨年度から、後期高齢者医療制度における保険料の応益割分の軽減措置が「2年間に限る」とされたことにより、国民健康保険においても旧被扶養者に係る保険税の応益割分の軽減措置を「2年間に限り」行います。

なお、応能割(所得割)については、引き続き期限を設けず軽減措置を実施していきます。

国民健康保険高齢受給者証の更新

昭和21年8月2日～昭和26年7月1日生まれの国民健康保険加入者は医療費の自己負担割合を示す高齢受給者証が更新されます。現在の受給者証(白色)の有効期限は7月31日です。

- ・新しい高齢受給者証(橙色)を7月下旬に郵送します。
- ・8月1日以降に医療機関等で診療を受けるときは、保険証とともに新しい高齢受給者証を窓口で提示してください。

後期高齢者医療被保険者証の更新

後期高齢者医療被保険者証が更新されます。現在の保険証(橙色)の有効期限は7月31日です。

- ・新しい保険証(若草色)を7月下旬に簡易書留郵便で郵送します。
- ・郵便局での保管期間を超えた保険証は、市役所に返還されます。
- ・住民登録地と異なる住所へ郵送を希望する場合は、7月9日(金)までに国保医療課へ事前申請が必要です。

※期限の切れた高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証は、個人情報が入り込まないように注意し破棄していただくか、国保医療課の窓口までお返しください。なお、市内施設での回収は行いません。

▼問合せ

【後期高齢者医療コールセンターについて】

後期高齢者医療コールセンター(☎0570-01-1558 毎日午前8時45分～午後5時15分)

※7月12日(月)～8月31日(火) ※ご利用には通話料がかかります。



国民健康保険について **問** 国保医療課 国保年金係 (☎95-0123)
 後期高齢者医療制度について **問** 国保医療課 医療係 (☎95-0151)

「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」について（国保・後期）

【限度額適用認定制度】

医療機関受診時に提示することで、医療機関が医療費を請求する際（食事代・差額ベッド代等は除きます）、あらかじめ自己負担額から高額療養費に相当する額を差し引くことができる制度です。高額療養費は、自己負担額を医療機関に全額支払った後に申請しますが、この制度は、医療機関の窓口での支払い額を自己負担限度額にとどめられるので、一時的な負担を減らすことができます。

【標準負担額減額制度】

入院時の食事代は1食につき定額負担となっていますが、住民税非課税世帯の人については申請により標準負担額減額認定証の交付を受けると食事代が減額されます。また、過去12か月で91日以上入院になる場合はさらに減額されることがあります。

なお、現在の認定証の有効期限は7月31日までです。

※国民健康保険と後期高齢者医療制度では更新の方法が異なりますので、国保医療課でご確認ください。

令和3年度の保険税（料）額をお知らせする通知を送ります（国保・後期）

前年中の所得に基づき計算した保険税（料）額を、7月中旬にお送りします。

普通徴収（口座振替や納付書により納付する方法）

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	8/2	8/31	9/30	11/1	11/30	12/27	令和4年 1/31	令和4年 2/28

国民健康保険

○納税義務者は、世帯主

- ・世帯主が職場の健康保険に加入していても、世帯の誰かが国民健康保険に加入していれば、世帯主が納税義務者になります。納税通知書は、納税義務者である世帯主あてに送ります。
- ・年金からの天引きとならない人は、口座振替や納付書等で個別に納めていただきます。

後期高齢者医療制度

- ・年金からの天引きとならない人は、口座振替や納付書等で個別に納めていただきます。
- 口座振替による納付の注意**
以前、国民健康保険税の口座振替をしていた場合でも、改めて後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書の提出が必要となります。

特別徴収（年金からの天引きにより納付する方法）

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
納付期限	4月	6月	8月	10月	12月	令和4年 2月

年金受給者は、原則として、保険税（料）を年金天引きにより納付していただきます。ただし、次の場合は普通徴収（口座振替や納付書による納付）となります。

- ・年金受給額が、年額18万円未満の場合
- ・介護保険料と合わせた額が、年金額の2分の1を超える場合
- ・年金からの天引きの優先順位等、特別な事情がある場合

（国民健康保険の場合）

- ・国民健康保険の被保険者全員が65歳以上74歳未満でない場合
- ・世帯主が国民健康保険の被保険者以外の場合

※特別徴収の対象者であっても、申出により「普通徴収（口座振替）」で保険税（料）を納めることも可能です。

※後期高齢者医療制度へ移行する場合、それ以前に国民健康保険税を特別徴収（年金からの天引き）で納めていた場合でも、手続き等により一定期間は「普通徴収（口座振替や納付書による納付方法）」で保険料を納めることとなります。



○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免について

【減免される国民健康保険税および後期高齢者医療保険料】

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期にかかる保険税(料)

【国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免の対象となる人】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の人
⇒保険税(料)を全額免除します。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、一定の条件を満たす人
⇒条件別の減免割合により保険税(料)の一部を減額します。

○新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険および後期高齢者医療制度の被用者等に対する傷病手当金の支給について

【傷病手当金の支給対象となる人】

新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり、感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない人(給与等の支払いを受けている人に限ります。)

新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免・傷病手当の支給を受けるためには申請が必要です。それぞれ一定の条件を満たす必要があるため、申請を希望する場合は、必ず事前にお問合せください。

○国民年金保険料の免除制度について

① 免除(全額免除・一部免除(一部納付))申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、申請により保険料が全額または一部免除になります。

② 納付猶予申請

50歳未満の人で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

▼受付期間 7月1日から令和3年度分の受付が始まります。

③ 学生納付特例申請

学生の人で本人の所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

▼受付期間 4月より令和3年度分の受付をしています。

【①～③の共通事項】

持 年金手帳またはマイナンバーカード(通知書)、失業などを理由とする場合は雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票など、学生証もしくは在学証明書

※申請する時点から2年1か月前の月分までさかのぼって免除申請ができます。

※前年所得や失業などの状況に基づき審査を行いますので、承認されない場合があります。

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

詳しくは、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp>)をご覧ください。

④ 産前産後免除申請

出産予定日または出産日が属する月の前月～4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)の保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産(死産、流産、早産も含む)をいいます。

対 平成31年2月1日以降に出産した人

▼受付期間 出産予定日の6か月前から

持 年金手帳またはマイナンバーカード(通知書)・母子手帳

※前年所得にかかわらず免除されます。すでに納付された分は還付されます。

問 国保医療課国保年金係(☎95-0123) 刈谷年金事務所(☎21-2110)

